

令和元年度

寒川町国民健康保険運営協議会（第1回）会議次第

日時：令和元年 5月28日（火）

午後1時00分から

場所：議会第1・2会議室（3F）

1. 開会

2. 委嘱状の交付

3. 町長挨拶

4. 議題

- (1) 会長・副会長の選出について 資料 1
- (2) 国民健康保険事業の概要について 資料 2
- (3) 国民健康保険料率（案）について 資料 3
- (4) データヘルス計画について 資料 4

5. その他

6. 閉会

運営協議会規則等

関係法令等

○ 国民健康保険法 (抜粋)

第二章 都道府県及び市町村

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令 (抜粋)

第一章 都道府県及び市町村

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○ 寒川町国民健康保険条例（抜粋）

第二章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第二条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

○ 寒川町国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号。以下「条例」という。）第3条の規定による寒川町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の委嘱）

第2条 町長は、次に掲げる者を委員として委嘱する。

- (1) 条例第2条第1号の委員 公募による町民又は自治会長連絡協議会から推選された者。
- (2) 条例第2条第2号の委員 町内の医師、歯科医師又は薬剤師から推選された者。
- (3) 条例第2条第3号の委員 寒川町議会議員の中から議会において推選された者。

（会長及び副会長）

第3条 協議会には、会長及び副会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから委員がこれを選挙する。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

（書記）

第5条 協議会に書記を置き、福祉部保険年金課の職員をもつて充てる。

（平12規則5・平19規則9・平25規則2・一部改正）

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（議事の決定）

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 8 条 協議会の重要な審議事項については、会議録を作成するほか、町長に報告するものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

○寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

(報酬額)

第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給区分及び報酬額を日額 8,700 円と定める職であつて、1 日の勤務時間が 4 時間以内の場合には、その報酬額を 5,000 円とする。ただし、当該職にある者が、弁護士、医師、大学教授その他町長が認める者である場合にはこの限りでない。

(平 25 条例 6・一部改正)

別表第 1 (第 2 条関係)

番号	職名	支給区分	報酬額
10	国民健康保険運営 協議会委員	日額	8,700円

国民健康保険事業の 概要について

1. 国民健康保険加入状況

区分 年度	全 町				国 保				国保加入率			
	世帯数		人口		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	(世帯)	前年度 比較(%)	(人)	前年度 比較(%)	(世帯)	前年度 比較(%)	(人)	前年度 比較(%)	(%)	前年度 比較(%)	(%)	前年度 比較(%)
26	20,223	1.30	48,209	0.54	7,782	△ 1.72	13,595	△ 3.60	38.48	△ 2.98	28.20	△ 4.12
27	20,539	1.56	48,360	0.31	7,578	△ 2.62	12,933	△ 4.87	36.90	△ 4.12	26.74	△ 5.17
28	20,786	1.20	48,414	0.11	7,142	△ 5.75	11,911	△ 7.90	34.36	△ 6.87	24.60	△ 8.00
29	21,004	1.05	48,457	0.09	6,895	△ 3.46	11,298	△ 5.15	32.83	△ 4.45	23.32	△ 5.21
30	21,266	1.25	48,581	0.26	6,666	△ 3.32	10,829	△ 4.15	31.35	△ 4.51	22.29	△ 4.42

注) 数値は年度末現在。

2. 被保険者増の内訳

区分 年度	転入		社保離脱		生保廃止		出生		その他		計	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	前年度 比較(%)
26	567	23.88	1,510	63.61	63	2.65	69	2.91	165	6.95	2,374	△ 0.79
27	488	21.50	1,509	66.48	46	2.03	54	2.38	173	7.62	2,270	△ 4.38
28	512	23.94	1,400	65.45	29	1.36	52	2.43	146	6.83	2,139	△ 5.77
29	513	23.22	1,458	66.00	23	1.04	50	2.26	165	7.47	2,209	3.27
30	473	20.22	1,599	68.36	22	0.94	39	1.67	206	8.81	2,339	5.89

3. 被保険者減の内訳

区分 年度	転出		社保加入		生保開始		死亡		後期高齢者加入		その他		計	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	前年度 比較(%)
26	409	14.33	1,577	55.24	93	3.26	83	2.91	436	15.27	257	9.00	2,855	2.66
27	459	15.69	1,587	54.26	67	2.29	101	3.45	495	16.92	216	7.38	2,925	2.45
28	445	14.09	1,763	55.83	40	1.27	82	2.60	570	18.05	258	8.17	3,158	7.97
29	369	13.08	1,501	53.19	53	1.88	87	3.08	556	19.70	256	9.07	2,822	△ 10.64
30	407	14.49	1,391	49.52	44	1.57	69	2.46	596	21.22	302	10.75	2,809	△ 0.46

4.異動届書件数

区分 年度	取得届		喪失届		氏名変更届		住所変更届		世帯主変更届		計	
	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	構成比 (%)	(件)	前年度 比較(%)
26	1,730	40.33	2,251	52.47	105	2.45	135	3.15	69	1.61	4,290	0.80
27	1,709	39.50	2,329	53.82	134	3.10	102	2.36	53	1.22	4,327	0.86
28	1,539	35.85	2,476	57.68	76	1.77	125	2.91	77	1.79	4,293	△ 0.79
29	1,491	36.12	2,140	51.84	97	2.35	334	8.09	66	1.60	4,128	△ 3.84
30	1,628	39.60	2,127	51.74	78	1.90	195	4.74	83	2.02	4,111	△ 0.41

5.保険料(現年分)の推移

区分 年度	調定額(円)	年度平均世帯 数(世帯)	1世帯当りの 調定額(円)	年度平均被保 険者数(人)	1人当りの 調定額(円)	1人当りの 収納額(円)	収納率(%)
25	1,586,118,460	8,026	197,623	14,384	110,270	102,406	92.87
26	1,564,924,270	7,885	198,469	13,923	112,398	104,908	93.34
27	1,515,388,390	7,757	195,358	13,394	113,139	104,748	92.58
28	1,470,110,750	7,435	197,728	12,563	117,019	107,931	92.23
29	1,127,905,220	7,033	160,373	11,628	96,999	89,668	92.44

6. 保険料率及び賦課限度額の推移

医療分

(単位:円)

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成26年度	6.10%	18.00%	21,300	16,700	510,000
平成27年度	6.40%	-	25,900	26,400	520,000
平成28年度	6.89%	-	27,300	27,400	540,000
平成29年度	4.90%	-	20,000	20,000	540,000
平成30年度	4.70%	-	20,000	20,000	580,000

支援分

(単位:円)

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成26年度	2.70%	8.20%	8,700	6,800	160,000
平成27年度	2.66%	-	10,300	10,600	170,000
平成28年度	2.60%	-	10,200	10,200	190,000
平成29年度	2.80%	-	10,500	10,300	190,000
平成30年度	2.50%	-	10,200	10,100	190,000

介護分

(単位:円)

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
平成26年度	2.80%	8.20%	10,800	6,000	140,000
平成27年度	2.40%	-	12,000	8,500	160,000
平成28年度	2.30%	-	12,000	8,400	160,000
平成29年度	2.60%	-	12,500	8,600	160,000
平成30年度	2.20%	-	10,100	7,000	160,000

7. 財政調整基金の状況(昭和39年4月1日設置)

(単位:円)

年月日	積立額	取崩額	現在高
平成25. 7. 31	6,350		189,497,014
26. 3. 31	212,853,713		402,350,727
26. 4. 30	1,808		402,352,535
26. 5. 30		55,000,000	347,352,535
26. 7. 31	6,273		347,358,808
26. 11. 28	838		347,359,646
27. 1. 30	4,657		347,364,303
27. 2. 27	558		347,364,861
27. 3. 12		136,765,000	210,599,861
27. 3. 31	179,400,242		390,000,103
27. 5. 29		200,000,000	190,000,103
27. 7. 31	4,328		190,004,431
28. 5. 31	284,074,126	150,000,000	324,078,557
29. 3. 31	311,552,042		635,630,599
29. 5. 1		100,000,000	535,630,599
30. 4. 27	465,925,972		1,001,556,571
30. 7. 4		280,000,000	721,556,571
31. 3. 20	31,778		721,588,349

令和元年度
国民健康保険料率（案）

保 險 料 需 要 額 ・ 目 標 収 納 率

(単位:円)

	予算額	基盤安定額 (軽減分)	目標収納率	保険料需要額
医療分	590,785,000	67,544,000	92.7%	710,171,521
後期高齢者支援金分	292,631,000	34,317,000		352,694,714
介護分	81,750,000	9,422,000		98,351,672
合計	965,166,000	111,283,000		1,161,217,907

保 險 料 按 分 率

(単位:円)

	所得割	均等割	平等割
条例上	50%	32%	18%
医療分	355,085,762	227,254,887	127,830,874
後期高齢者支援金分	176,347,357	112,862,308	63,485,048
介護分	49,175,836	31,472,535	17,703,301

被 保 険 者 数 ・ 世 帯 数

			令和元年度 本算定時(見込)	平成30年度 本算定時	増減
医療分 後期高齢者 支援金分	被保険者数	一般	10,912人	11,403人	-491人
		退職	8人	59人	-51人
		全体	10,920人	11,462人	-542人
	世帯数	一般	6,706世帯	6,960世帯	-254世帯
		退職	3世帯	27世帯	-24世帯
		全体	6,709世帯	6,987世帯	-278世帯
介護分	被保険者数	一般	3,181人	3,267人	-86人
		退職	8人	57人	-49人
		全体	3,189人	3,324人	-135人
	世帯数	一般	2,667世帯	2,742世帯	-75世帯
		退職	7世帯	38世帯	-31世帯
		全体	2,674世帯	2,780世帯	-106世帯

料 率 (案) 比 較

令和元年度 料率(案)

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		5.00%	20,900円	20,400円
	前年比	0.30%	900円	400円
後期高齢者支援金分		2.70%	10,300円	10,100円
	前年比	0.20%	100円	0円
介護分		2.00%	9,800円	6,600円
	前年比	-0.20%	-300円	-400円

平成30年度 料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		4.70%	20,000円	20,000円
支援分		2.50%	10,200円	10,100円
介護分		2.20%	10,100円	7,000円

標準保険料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		5.66%	25,278円	24,204円
支援分		2.02%	8,520円	8,158円
介護分		1.55%	8,617円	5,340円

医療分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和元年度	10,920	6,709	635,497,124	58,196	104.52	94,723	104.20
平成30年度	10,710	6,560	596,344,427	55,681	96.74	90,906	94.57
平成29年度	12,044	7,212	693,255,053	57,560	74.17	96,125	72.46

後期高齢者支援金分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和元年度	10,920	6,709	317,771,961	29,100	103.73	47,365	103.41
平成30年度	10,710	6,560	300,458,393	28,054	92.22	45,802	90.16
平成29年度	12,044	7,212	366,387,638	30,421	105.04	50,803	102.61

介護分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和元年度	3,189	2,674	88,613,415	27,787	92.17	33,139	92.52
平成30年度	2,981	2,509	89,866,270	30,146	84.62	35,818	83.73
平成29年度	3,559	2,964	126,791,954	35,626	104.60	42,777	102.25

医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分

年 度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和元年度	10,920	6,709	1,041,882,500	115,083	101.06	175,227	101.57
平成30年度	10,710	6,560	986,669,090	113,881	92.13	172,526	90.94
平成29年度	12,044	7,212	1,186,434,645	123,607	87.90	189,705	84.69

保険料算定基礎額の求め方

資料3-1

(歳入)

県支出金		3,517,583,000円
一般会計 繰入金	出産育児一時金繰入金	12,600,000円
	財政安定化支援事業繰入金	12,551,000円
	基盤安定繰入金(支援分)	58,630,000円
	その他繰入金	28,776,000円
基金繰入金		200,000,000円
その他歳入		152,791,000円
計		3,982,931,000円

(歳出)

保険給付費	3,489,579,000円
事業費納付金	1,435,416,000円
保健事業費	43,658,000円
その他歳出	90,727,000円
計	5,059,380,000円

保険料算定基礎額		1,076,449,000円
内訳	医療分	658,329,000円
	支援金分	326,948,000円
	介護分	91,172,000円

国民健康保険料試算

ケース1:4人世帯(夫婦、子2人) 妻、子2人は扶養

給与収入	3,600,000円	医療分	平成30年度 194,470円	令和元年度 204,500円	
給与所得	2,340,000円	支援金分	101,150円	105,570円	
世帯人数	4人	介護分	71,420円	66,400円	前年比
(介護該当)	2人	合計	367,040円	376,470円	9,430円

ケース2:2人世帯(夫婦) 2割軽減該当

給与収入	2,090,000円	医療分	平成30年度 92,790円	令和元年度 97,410円	
給与所得	1,283,000円	支援金分	48,220円	50,290円	
世帯人数	2人	介護分	34,640円	32,180円	前年比
(介護該当)	1人	合計	175,650円	179,880円	4,230円

ケース3:2人世帯(夫婦) 5割軽減該当

給与収入	1,500,000円	医療分	平成30年度 54,440円	令和元年度 57,100円	
給与所得	850,000円	支援金分	28,250円	29,390円	
世帯人数	2人	介護分	19,990円	18,600円	前年比
(介護該当)	1人	合計	102,680円	105,090円	2,410円

ケース4:1人世帯 7割軽減該当

給与収入	970,000円	医療分	平成30年度 12,000円	令和元年度 12,390円	
給与所得	320,000円	支援金分	6,090円	6,120円	
世帯人数	1人	介護分	5,130円	4,920円	前年比
(介護該当)	1人	合計	23,220円	23,430円	210円

料率の決め方の基本的な仕組み

資料3-3

歳出 納付金など支払わなければならない金額 5,059,380,000円	-	歳入 国や県の負担金繰入金 など保険料以外で入ってくる金額 3,982,931,000円	=	保険料算定基礎額 1,076,449,000円
保険料算定基礎額 1,076,449,000円	÷	収納率の見込み 92.7%	=	保険料需要額 1,161,217,907円
保険料需要額 1,161,217,907円	×	所得割の按分率 50/100	=	所得割の最低需要額 580,608,955円
	×	均等割の按分率 32/100	=	均等割の最低需要額 371,589,730円
	×	平等割の按分率 18/100	=	平等割の最低需要額 209,019,223円

「医療分の算出イメージ」

加入者の所得総額 7,734,777,702円	×	所得割の料率 5.00%	=	所得割の総額 386,738,885円
所得割の総額 386,738,885円	-	限度超過額 32,176,212円	=	所得割の収納見込額 (ア) 354,562,673円
被保険者数 10,920人	×	均等割の金額 20,900円	=	均等割の収納見込額 (イ) 228,228,000円
加入世帯数 6,709世帯	×	平等割の金額 20,400円	=	平等割の総額 136,863,600円
平等割の総額 136,863,600円	-	特定世帯(※)に関する 軽減額 7,752,000円	=	平等割の収納見込額 (ウ) 129,111,600円

保険料収納見込額 (ア)+(イ)+(ウ) 711,902,273円

>

保険料需要額(医療分) 710,171,521円

※特定世帯

同一世帯に属する国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度に該当して移行したために、国民健康保険の加入者が1人になってしまった世帯



寒川町国民健康保険 データヘルス計画実施状況について

令和元年 5月28日

国民健康保険運営協議会

1. 平成30年度国保保健事業の実施結果
2. 特定健康診査(平成29年度)の分析
3. 今年度の保健事業の実施について

1.平成30年度国保保健事業の実施結果

◆ 健康課題

- ・ 加入者の高齢化に併せ、健康上の問題をもつ人も増加。
- ・ 医療費の上位3疾患は、1位 腎不全(透析)、2位 糖尿病、3位 高血圧性疾患である。
- ・ また、総医療費の約1/5は生活習慣病関連疾患である。
(※H29年度は全体の21.0%で7億8千万)
- ・ 特定健康診査は受診者よりも未受診者の方が圧倒的に多い。

◆ 対 策

- ・ 特定健康診査受診率向上
 - ・ 保健指導の充実・強化
- ➡ 各種保健事業の実施

国保加入者の生活習慣病の状況

◆平成30年度の患者人数

糖尿病	1,917
高血圧	3,575
脂質異常	3,310
慢性腎臓病	231

資料：KDB

《糖尿病について》

- 昨年度は1,958人
- 男性の方が女性より多い

《高血圧について》

- 昨年度は3,680人
- 男性の方が女性より多い

《脂質異常について》

- 昨年度は3,307人
- 女性の方が男性より多い

《慢性腎臓病について》

- 昨年度は205人
- 男性の方が女性より多い

2. 特定健康診査（平成29年度）の分析

目的：内臓脂肪型肥満に起因する生活習慣病の発症と重症化予防

生活習慣病の発病因子、重症化因子をなくす

健康を維持して後期高齢者医療保険に加入

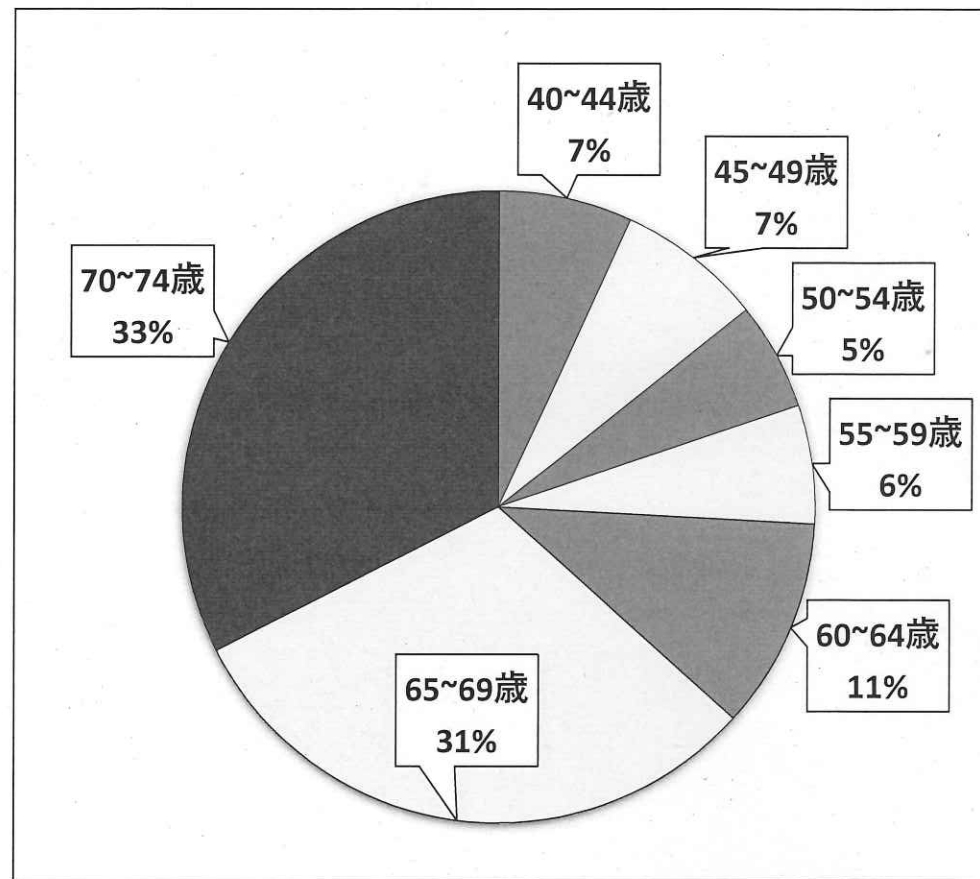
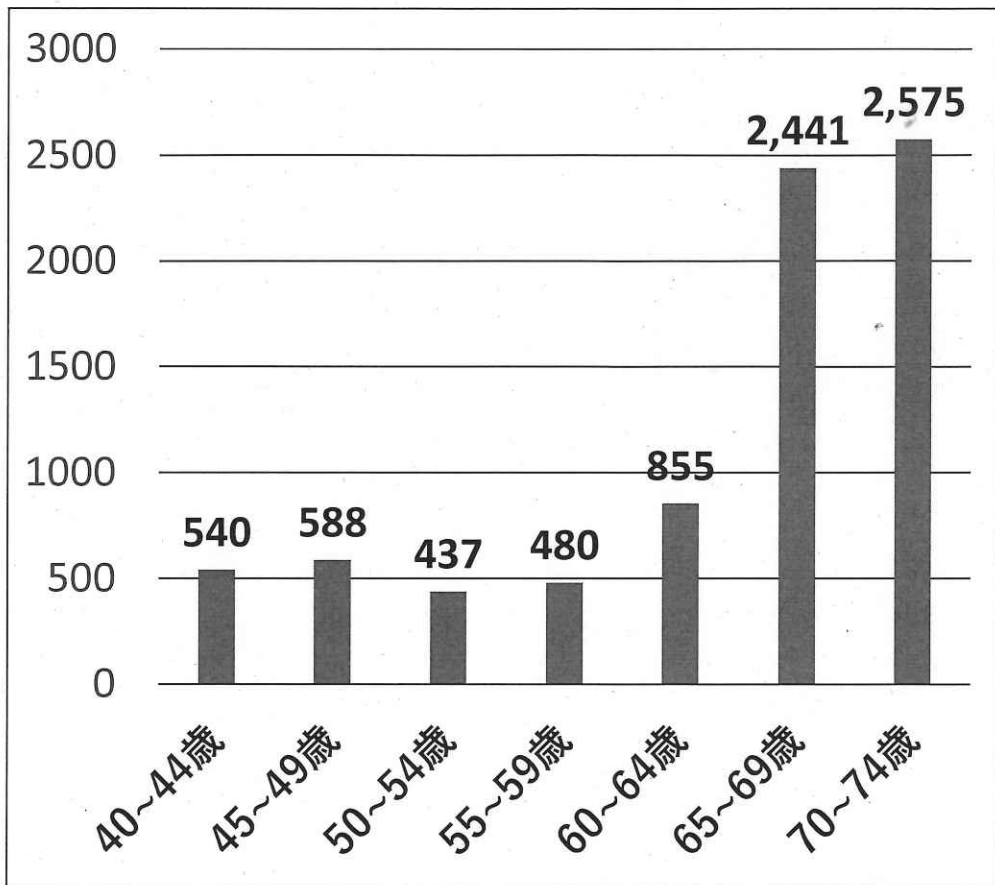
心身ともに自立した生活が継続

健康寿命の延伸

生活習慣病医療費の適正化

受診状況

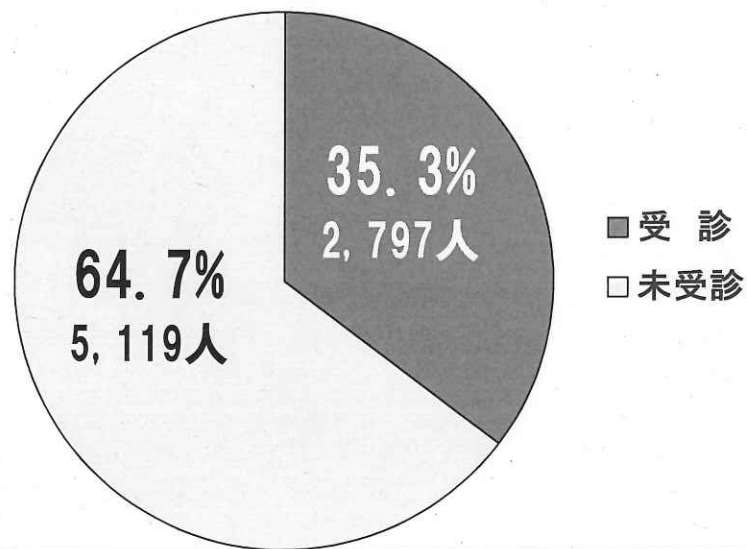
年代別対象者数と割合



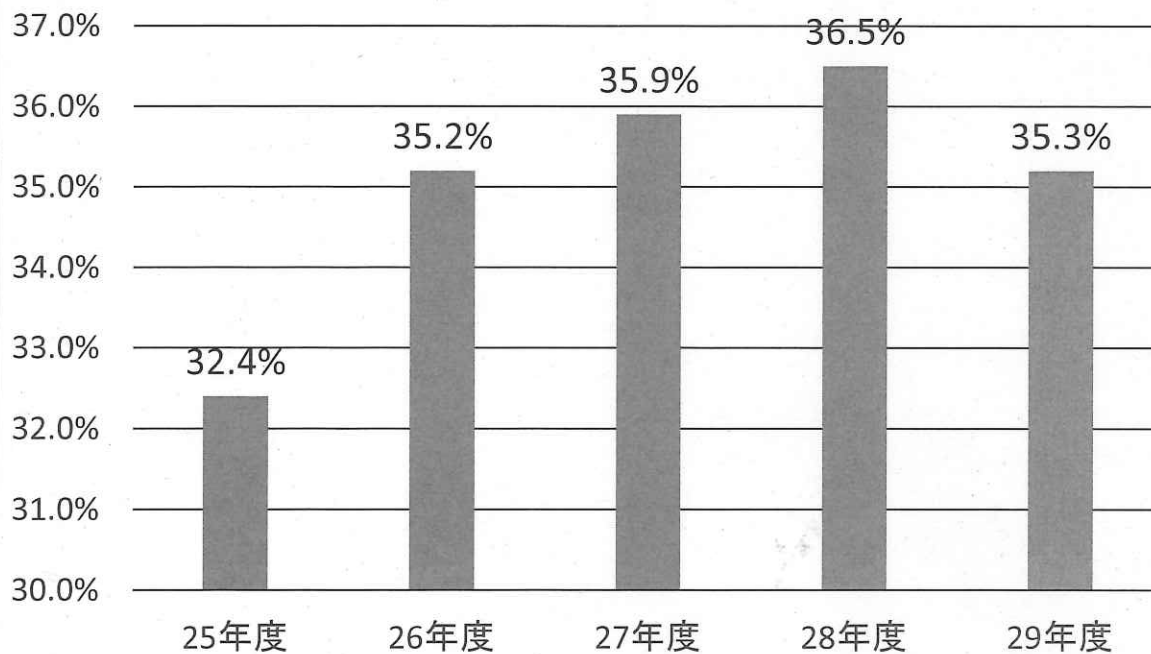
・合計 7,916人

受診率

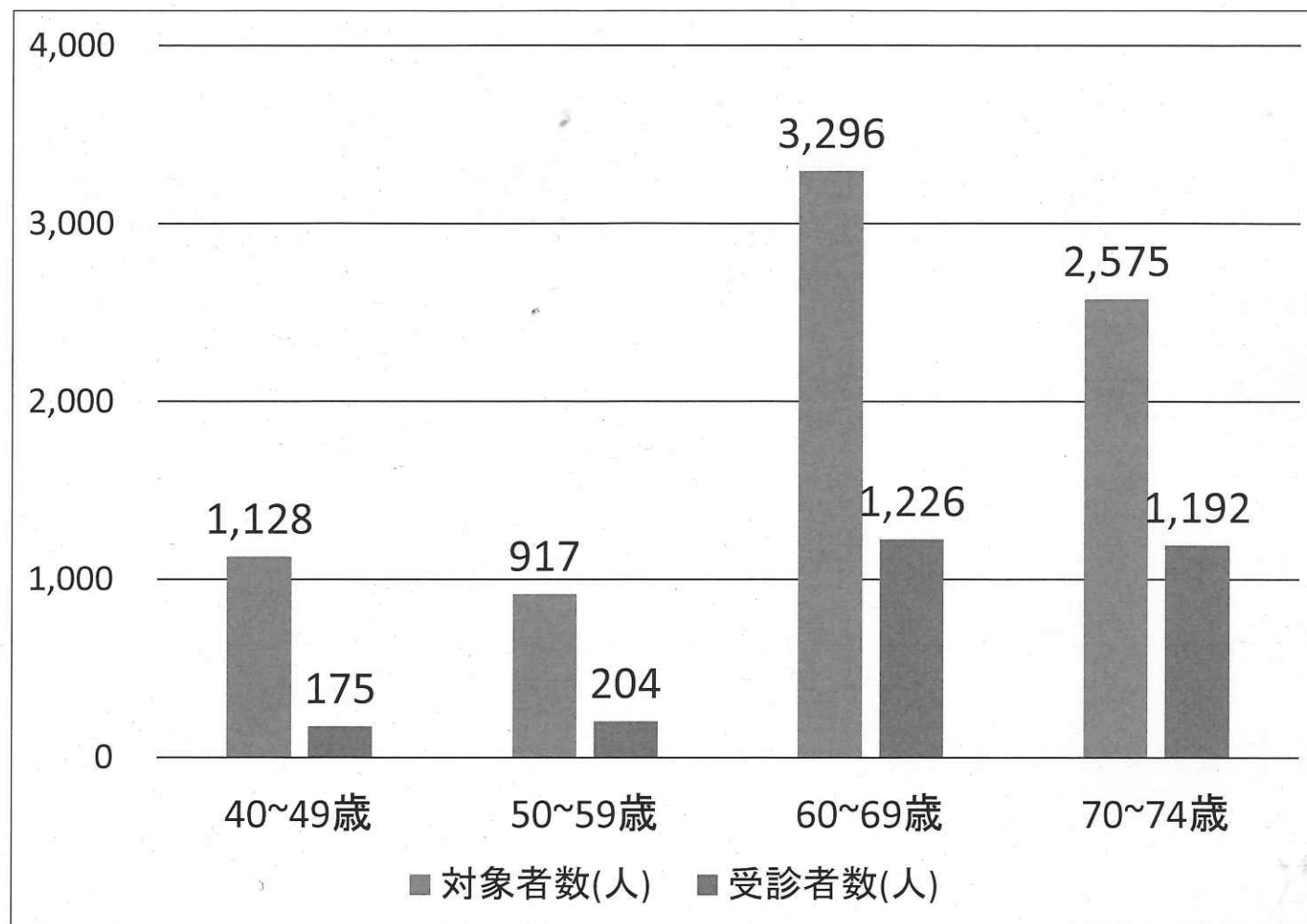
健診受診・未受診の状況



過去5年間の受診率推移

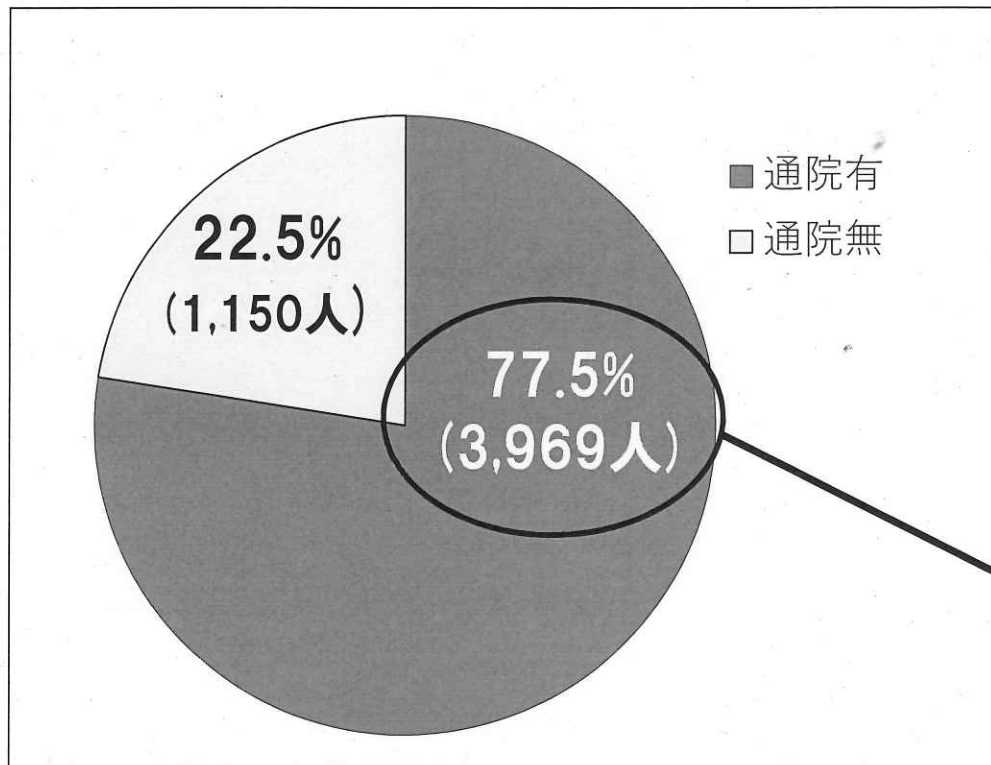


年代別の受診状況

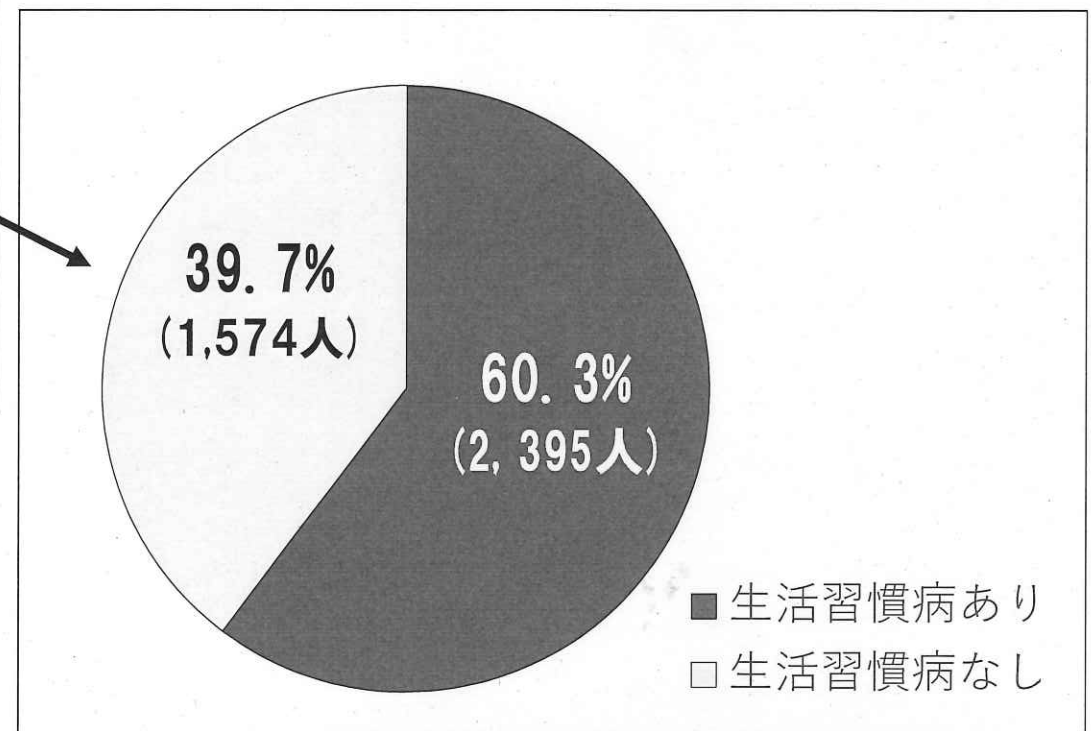


未受診者 (5,119人) の状況

通院の有無



通院有(3,969人)の生活習慣病の有無



3. 今年度の保健事業の実施について

◆ 特定健康診査受診率向上

- ① 受診促進
- ② 未受診者勧奨
- ③ 受診勧奨の強化

目標 43%

① 受診促進

- ・ 2月に追加健診をあらたに実施
- ・ 4/2以降の新規加入者への個別通知
- ・ 医療機関に受診勧奨依頼の通知

② 未受診者勧奨

- ・ 29年および30年の国保資格取得者に訪問
- ・ 40、45、50、55歳に対象者に電話による受診勧奨

③ 受診勧奨の強化

- ・ 医師会、薬剤師会に協力依頼
- ・ 回覧版や自治会定例会での普及啓発

◆ 保健指導の充実・強化

- ① 特定保健指導
- ② 重症化予防
- ③ 未治療者受診勧奨

目標 24%

① 特定保健指導

- ・ 11月より開始

② 重症化予防事業

- ・ 8月より開始

③ 未治療、中断者への個別アプローチ

- ・ 8月より開始

保健指導事例

Aさん(71歳) 保健指導利用

	腹囲	BMI	血糖値	中性脂肪	HDL	LDL	血圧	年間医療費 (医科)	
	H30	82.9	23.3	5.7	90	45	126	116/79	5,990
	H29	81	23.4	5.4	84	46	134	113/74	14,220
	H28	84.2	22.9	5.5	69	43	120	113/80	0
★	H27	85	25.3	5.8	130	41	165	115/70	14,370
	H26	90	24.9	5.8	120	44	162	112/72	52,260

Bさん(76歳) 保健指導未利用

	腹囲	BMI	血糖値	中性脂肪	HDL	LDL	血圧	年間医療費 (医科)	
	H29	92	23.4	10.5	112	41	199	132/74	2,281,670
	H28			未受診				0	
	H27			未受診				0	
	H26	92.4	25.4	7.5	153	36	150	123/68	2,820